

建設現場における「働き方改革」関連施策の浸透状況調査（2020年1月）

・該当箇所をチェック☑してください
 ・回答欄の○は単一回答、□は複数回答可
 ・「※」印の付いた質問項目は必須項目

Q1 所属団体名（貴社の所属する団体にチェックしてください） ※

<input type="checkbox"/> 関東圧接業協同組合	<input type="checkbox"/> 東京都管工事業協同組合連合会	<input type="checkbox"/> 東日本基礎工業協同組合	<input type="checkbox"/> 全国クレーン建設業協会（関東地域）
<input type="checkbox"/> 全国建設室内工事業協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 全国コンクリート圧送事業団体連合会（関東圧送連合会）	<input type="checkbox"/> ダイヤモンド工事業協同組合（関東・甲信支部）	<input type="checkbox"/> 全国タイル業協会（関東支部）
<input type="checkbox"/> 関東鉄筋工事業団体連合会	<input type="checkbox"/> 全国道路標識・標示業協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 全国防水工事業協会（関東・甲信支部）	<input type="checkbox"/> 関東マスチック事業協同組合
<input type="checkbox"/> 日本アンカー協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 日本機械土工協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 日本基礎建設協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 関東建設インテリア事業協同組合
<input type="checkbox"/> 東京建設躯体工業協同組合（関東地域）	<input type="checkbox"/> 日本型枠工事業協会（関東地域）	<input type="checkbox"/> 関東甲信越板金工業組合協議会	<input type="checkbox"/> 日本左官業組合連合会（関東ブロック会）
<input type="checkbox"/> 日本造園建設業協会（関東甲信総支部）	<input type="checkbox"/> 日本塗装工業会（関東ブロック）		

Q2 貴社の本社所在地 ※

- 茨城県 ○ 栃木県 ○ 群馬県 ○ 埼玉県 ○ 千葉県
 ○ 東京都 ○ 神奈川県 ○ 山梨県 ○ 長野県

Q3 貴社の資本金 ※

- 個人 ○ 1,000万円未満 ○ 1,000万～3,000万円未満 ○ 3,000万～5,000万円未満
 ○ 5,000万～1億円未満 ○ 1億～5億円未満 ○ 5億円以上

Q4 貴社の従業員数 ※

- 2人以下 ○ 3～5人 ○ 6～10人 ○ 11～20人
 ○ 21～30人 ○ 31～50人 ○ 51～100人 ○ 101人以上

Q5 貴社の発注別の売上比率（総売上額に占める概算の比率について該当箇所をチェックしてください）

	総売上額に占める比率					
	0%	1～25%	26～50%	51～75%	76～99%	100%
公共建築	○	○	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○	○	○
そのほか	○	○	○	○	○	○

1. 休日・適正工期の確保について

建設産業の担い手不足が顕在化する中で、建設業でも週休2日の実現、労働時間の削減などを進める「働き方改革」が急務となっています。大手ゼネコンで組織する日本建設業連合会（日建連）は、「2019年度末までに4週6閉所以上を実現することを中間目標とし、2021年度末までにすべての事業所で週休二日（土日閉所）を実現させる」目標を掲げています。また、全国建設業協会（全建）は、4週8休の確保を最終目標とし、2018年度から「毎月プラス1日」の休日確保を努力目標としてきました。

これらの実現には、公共・民間の発注者による理解とともに、休日や適正工期の確保に向けた、従来の慣習にとらわれない建設業自体の変革が欠かせません。現在の貴社の取り組み、元請とのやりとりや指導・要請等についてお聞かせください。

Q6 現場技能者に採用している貴社の休日体制を教えてください

- 4週8休 4週7休 4週6休 4週5休 4週4休 4週3休以下

■以下、Q7～Q21は、貴社と貴社の元請企業とのやりとり等について、元請の所属団体別にお聞きします。

元請の所属団体が

「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合 →Q7～Q11

「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合 →Q12～Q16

「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合 →Q17～Q21

工事の発注別について

工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事实績のある行のみチェックしてください。

例えば、「民間土木をやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください。

＜日本建設業連合会会員（全国ゼネコン）が元請である場合＞

Q7 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q8 見積依頼を受ける際に、週休二日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q9 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q10 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか（日本建設業連合会では、「2019年度末に4週6閉所以上を実現する」目標を掲げています）

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q11 建設業界では、建設業団体や行政などが推進役となり、2017年度ごろから働き方改革に取り組んでいます。当時と比べ、「4週6閉所以上」の現場は増えていますか

	増えている	変わらない	減っている
公共建築	○	○	○
公共土木	○	○	○
民間建築	○	○	○
民間土木	○	○	○

＜建設業協会会員（地元ゼネコン等）が元請である場合＞

Q12 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q13 見積依頼を受ける際に、週休二日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q14 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q15 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか（全国建設業協会では、4週8休の確保を最終目標とし、2018年度から「毎月プラス1日」の休日確保を努力目標としています）

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q16 建設業界では、建設業団体や行政などが推進役となり、2017年度ごろから働き方改革に取り組んでいます。当時と比べ、「4週6閉所以上」の現場は増えていますか

	増えている	変わらない	減っている
公共建築	○	○	○
公共土木	○	○	○
民間建築	○	○	○
民間土木	○	○	○

＜そのほか（日建連会員・建設業協会会員以外）が元請である場合＞

Q17 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q18 見積依頼を受ける際に、週休二日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q19 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q20 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q21 建設業界では、建設業団体や行政などが推進役となり、2017年度ごろから働き方改革に取り組んでいます。当時と比べ、「4週6閉所以上」の現場は増えていますか

	増えている	変わらない	減っている
公共建築	○	○	○
公共土木	○	○	○
民間建築	○	○	○
民間土木	○	○	○

2. 請負代金等について

建設現場の担い手確保のためには、必要となる法定福利費や労務費などが確実に支払われ、現場技能労働者の年収アップ、処遇改善につながる取り組みが必要です。一方で、週休二日の定着を進めるに当たって、稼働日が減ることにより、「日給制」の建設技能者の収入が減少することは避けなければなりません。

日本建設業連合会（日建連）では、社員化等による日給制から月給制への移行とともに、元請と下請の企業が週休二日による年収減少分の補填を実施するとしています。具体的には、下請契約を締結する際に、週休二日や新たな工期設定に伴う追加費用等を請負代金に適切に反映させるとともに、公共工事設計労務単価や法定福利費、建設業退職金共済制度活用のための費用などを含めた適正な契約を行うとしています。

また、日建連会員企業は、社員化や月給制への移行に消極的な下請企業に対して、なるべく下請け発注を見送ることとしています。

そこで元請との見積・契約等について、現状や元請とのやりとり、元請からの指導・要請等についてお聞かせください。

Q22 現場技能者に採用している貴社の給与制度を教えてください。

- 月給制 日給月給制 日給制 そのほか

Q23 Q22で「日給月給制」「日給制」「そのほか」と回答した方にお聞きします。社員化や月給制の導入に取り組んでいますか

- 取り組んでいる これから取り組む予定である 取り組むつもりはない

Q24 元請への見積提出に当たって、労務費や法定福利費などを明記した標準見積書や請負代金内訳書などを提出していますか

- 提出している 概ね提出している あまり提出していない 提出していない

Q25 Q24で「提出している」「概ね提出している」と回答した方にお聞きします。元請からの価格交渉があり見積金額を変更した場合、変更後の見積金額について上記の見積書・内訳書などを再提出していますか

- 提出している 概ね提出している あまり提出していない 提出していない

■以下、Q26～Q52は、貴社と貴社の元請企業とのやりとり等について、元請の所属団体別にお聞きします。

元請の所属団体が

「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合 →Q26～Q34

「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合 →Q35～Q43

「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合 →Q44～Q52

工事の発注別について

工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事实績のある行のみチェックしてください。

例えば、「民間土木をやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください。

＜日本建設業連合会会員（全国ゼネコン）が元請企業である場合＞

Q26 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q27 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q28 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q29 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q30 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q31 元請から、標準見積書などの提出により労務費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q32 労務費の内訳を明示した標準見積書を提出した場合に、その見積もりを尊重した契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q33 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q34 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

＜建設業協会会員（地元ゼネコン等）が元請企業である場合＞

Q35 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q36 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q37 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q38 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q39 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q40 元請から、標準見積書などの提出により労務費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q41 労務費の内訳を明示した標準見積書を提出した場合に、その見積もりを尊重した契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q42 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q43 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

＜そのほか（日建連会員・建設業協会会員以外）が元請企業である場合＞

Q44 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q45 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q46 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q47 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q48 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q49 元請から、標準見積書などの提出により労務費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q50 労務費の内訳を明示した標準見積書を提出した場合に、その見積もりを尊重した契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q51 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q52 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

ご協力ありがとうございました。

※WEBからの回答を原則としてお願いしておりますが、どうしてもWEB上での回答が困難な場合は

FAXでの回答も可能です。 FAX送付先 関東建専連 FAX 03 (3845) 6556